



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 歳入の収納の事務の委託（森林管理課）…………… 3
- 事業の認定（用地課）…………… 3
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課）…………… 5
- 公有水面埋立ての免許（港湾課）…………… 5

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 6

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立北部病院）…………… 7
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院）…………… 8

## 告 示

### 沖縄県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 東風平町東風平土地改良区
- 2 認可年月日 令和2年5月15日

### 沖縄県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 宮古土地改良区
- 2 認可年月日 令和2年5月22日

### 沖縄県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり東風平町東風平土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野原孝榮	八重瀬町字東風平414番地
理事	宮城榮一郎	八重瀬町字東風平349番地
理事	中村清孝	八重瀬町字東風平131番地
理事	宮城榮希	八重瀬町字東風平831番地 1
理事	中村弘正	八重瀬町字東風平31番地
理事	比屋根成男	八重瀬町字東風平1423番地 3
理事	新垣孝雄	八重瀬町字伊覇288番地 5
理事	新垣榮龜	八重瀬町字東風平272番地 5
理事	宮城茂信	八重瀬町字東風平313番地
理事	大城清榮	八重瀬町字伊覇56番地 7
監事	比屋根剛	八重瀬町字伊覇264番地
監事	中村通孝	八重瀬町字東風平200番地 5

任期 令和2年3月20日から令和6年3月19日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	宮城信一	八重瀬町字東風平313番地
理事	野原孝榮	八重瀬町字東風平414番地
理事	中村清孝	八重瀬町字東風平131番地
理事	平仲成雄	八重瀬町字後原423番地
理事	新垣清吉	八重瀬町字東風平53番地
理事	島添盛市	八重瀬町字東風平277番地
理事	宮城榮進	八重瀬町字東風平325番地 1
理事	浦崎龜三	八重瀬町字東風平1531番地
理事	石川信次郎	八重瀬町字東風平351番地
理事	石川清	八重瀬町字東風平345番地
理事	比屋根剛	八重瀬町字伊覇264番地
理事	宮城榮一郎	八重瀬町字東風平349番地
理事	新垣榮信	八重瀬町字東風平52番地
理事	石川政徳	八重瀬町字東風平275番地 1
理事	屋宜宣良	南城市大里稻嶺1364番地 1
監事	中村朝和	八重瀬町字東風平31番地
監事	謝名昇榮	八重瀬町字東風平376番地
監事	新垣孝信	八重瀬町字伊覇288番地

**沖縄県告示第285号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**沖縄県告示第286号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇市小禄支所及び（仮称）小禄南消防出張所建設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 那覇市宇栄原4丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

那覇市小禄支所及び（仮称）小禄南消防出張所建設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である那覇市が事業主体となって、起業地内に市民活動拠点施設を備えた小禄支所の建替え及び消防出張所を建設する事業である。小禄支所は地方公共団体が設置する庁舎であることから法第3条第31号に、同支所に設置される市民活動拠点施設は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設であることから同条第32号に、消防出張所は市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設であることから同条第19号にそれぞれ該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

那覇市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

現在の小禄支所庁舎は、沖縄本土復帰後の建設ラッシュの中、昭和49年3月に竣工した。建設後30年余を経て建物に亀裂、コンクリートの剥離等が進み、平成18年に緊急の補修と補強工事を実施した。建設から46年が経過した現在では、著しく老朽化が進み、コンクリート外壁の剥離や設備の故障が多く、地域住民から不安の声も寄せられている。さらに、時代とともに多様化する市民サービスを行うためには、現在の施設では手狭な状況となっており、すべての利用者が便利で快適に利用できる支所の整備が課題となっている。

また、小禄地区内には21の自治会があり、公民館等をもたない新興自治会については、集まる場所の確保が困難な状況となっている。那覇市は、「協働のまちづくり」を政策の大きな柱として位置づけており、行政と市民が連携して協働のまちづくりを推進していくためには、これらの地域自治会等の市民団体の活動を支援し、育成する環境づくりが必要である。

さらに、小禄南地区には火災延焼率が高まるとされる消防隊の出勤から放水開始までの所要時間が

6分30秒を超える地域（以下「未到達エリア」という。）が存在しており、その未到達エリアを解消するため、新たな消防出張所を小祿南地区に設置する必要がある。

本件事業は、このような状況に対応するため第5次那覇市総合計画に基づき計画されたものであり、那覇市宇栄原4丁目地内に地域コミュニティの活性化を図るための市民活動拠点施設を備えた小祿支所及び（仮称）小祿南消防出張所の複合施設を建設するものである。

本件事業の施行により、小祿支所では、施設の老朽化の問題が解消され、待合室や展示スペース等の拡充が図られるなど、市民の安全性確保や利便性の向上に資することが認められる。市民活動拠点施設では、あらゆる世代の交流・活動の場を整備することで、これまで活動拠点のなかった市民や団体が気軽に利用できるようになり、地域活動への参加意識が高まる等、地域コミュニティの発展に寄与することが認められる。（仮称）小祿南消防出張所では、起業地に消防出張所を整備することで、小祿地域の全ての未到達エリアの解消が見込める。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地1,840.18㎡のうち1,556.18㎡は現小祿支所用地として利用されており、起業者の所有地でもあることから、当該部分について失われる利益はない。他方、民有地の284.00㎡については、民間の駐車場として利用されていることから、事業の施行によって私的な経済的利益の一部が失われる。ただし、起業地は都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域内の第一種低層住居専用地域と第一種住居地域となっており、本件事業用地としての利用は、いずれの地域の用途制限にも適合することから、事業の施行前後で同法による土地利用上の問題は見受けられない。

また、現段階において文化財保護法（昭和25年法律第214号）で規定する文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）で規定する希少野生動植物種は見受けられず、本件事業施行中にこれらの文化財等が確認された場合には、起業者は専門家の指導・助言を受け、各関係部署と協議し、必要な措置を講ずることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、土地の面積や立地場所、財政負担による経済性、早期建設の可否といった観点から3案を比較検討し、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上アからウまでのとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越することが認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、現在の小祿支所庁舎は老朽化が著しく、多様化する市民サービスを行うには手狭な状況となっているため、地域住民から老朽化に対する不安の声や市民活動拠点施設を備えた庁舎への早期建替えの要望がある。また、小祿南地区の未到達エリア解消のための消防出張所については、那覇市消防力整備計画において小祿支所の建替えに合わせて検討するとされている。さらに、第5次那覇市総合計画では都市機能の再編や集約化の観点が示されていることから、小祿支所と（仮称）小祿南消防出張所を併せた複合施設として同時期に整備する必要があると認められる。

このことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用することに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

- (1) 那覇市市民文化部ハイサイ市民課（那覇市役所本庁1階）
- (2) 那覇市市民文化部小禄支所

沖縄県告示第287号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県八重山土木事務所において縦覧に供する。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	川平海岸	川平海岸	基点1から基点17までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点4までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点17と補助点4を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点仲間岡（北緯24度27分59秒3223、東経124度07分57秒2949）から134度12分18秒1204.498メートルの地点 基点2 基点1から309度30分04秒5.424メートルの地点 基点3 基点2から309度30分55秒2.856メートルの地点 基点4 基点3から39度06分43秒5.680メートルの地点 基点5 基点4から317度04分05秒0.509メートルの地点 基点6 基点5から38度14分52秒11.030メートルの地点 基点7 基点6から42度16分21秒16.331メートルの地点 基点8 基点7から40度39分26秒10.132メートルの地点 基点9 基点8から43度14分59秒11.204メートルの地点 基点10 基点9から68度41分11秒1.505メートルの地点 基点11 基点10から44度33分20秒31.442メートルの地点 基点12 基点11から127度35分29秒0.921メートルの地点 基点13 基点12から46度13分55秒0.789メートルの地点 基点14 基点13から47度48分34秒8.209メートルの地点 基点15 基点14から315度09分41秒5.775メートルの地点 基点16 基点15から61度05分38秒8.627メートルの地点 基点17 基点16から133度50分08秒7.829メートルの地点 補助点1 基点1から129度30分27秒28.354メートルの地点 補助点2 補助点1から36度38分47秒33.875メートルの地点 補助点3 補助点2から40度48分09秒26.837メートルの地点 補助点4 補助点3から45度24分01秒41.410メートルの地点

沖縄県告示第288号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年6月2日

祖納港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和2年5月8日 沖縄県指令土第278号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 八重山郡与那国町字与那国北浦野1085番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ平成7年3月6日付け沖縄県指  
令土第166号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.67メートルにより決定）に  
より囲まれた区域

①の地点 四等三角点犬座鼻（北緯24度28分02秒0413、東経122度59分54秒3308）から13度49分36  
秒620.20メートルの地点

②の地点 ①の地点から311度25分49秒0.75メートルの地点

③の地点 ②の地点から221度25分57秒15.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から131度25分49秒0.75メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から221度25分58秒5.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から311度26分03秒26.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から41度26分01秒31.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から311度25分57秒4.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から41度26分02秒2.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から91度43分12秒17.89メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から1度43分25秒5.89メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から91度43分10秒18.30メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から156度11分11秒6.52メートルの地点

ウ 面積 1,344.49平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡与那国町字与那国北浦野1085番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点とGの地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点犬座鼻（北緯24度28分02秒0413、東経122度59分54秒3308）から13度49分36  
秒620.20メートルの地点

Aの地点 ①の地点から131度25分31秒75.25メートルの地点

Bの地点 Aの地点から221度29分36秒156.18メートルの地点

Cの地点 Bの地点から307度50分18秒205.09メートルの地点

Dの地点 Cの地点から41度19分49秒236.87メートルの地点

Eの地点 Dの地点から131度01分08秒60.69メートルの地点

Fの地点 Eの地点から90度02分18秒13.43メートルの地点

Gの地点 Fの地点から131度01分30秒59.22メートルの地点

ウ 面積 42,763.03平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月18日 沖縄県指令土第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁718番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎二丁目5番3-102号県営西崎団地 金城武樹
- 5 検査済証番号 令和2年5月1日 第4652号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した  
ので、検査済証を交付した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年11月7日 沖縄県指令土第758号、令和2年1月10日 沖縄県指令土第6号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市知念字知念下上原1312番1ほか10筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 与那原町字東浜88番地の1 株式会社次郎工業 代表取締役 上里幸誼
- 5 検査済証番号 令和2年5月11日 第4653号
- 6 工事完了年月日 令和2年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月27日 沖縄県指令土第500号、令和2年4月10日 沖縄県指令土第240号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字上地字上地原31番1ほか1筆並びに字上地湾田原176番2、205番1ほか2筆のそれぞれの一部及び205番1地先
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 緑地及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字兼城514番地の1 イオン琉球株式会社 代表取締役 佐方圭二
- 5 検査済証番号 令和2年5月13日 第4654号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月20日 沖縄県指令土第462号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字久場前浜原2030番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場8番地5 新垣翼
- 5 検査済証番号 令和2年5月15日 第4655号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月14日

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月2日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 契約金額 55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月2日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月27日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 宮古ビル管理株式会社 宮古島市平良字下里108番地11平良港ターミナルビル4階
- 5 契約金額 68,310,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

<p>発行所          沖縄県総務部          総務私学課          電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷          〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
--	---